

各所属所長 殿

公立学校共済組合奈良支部事務局長

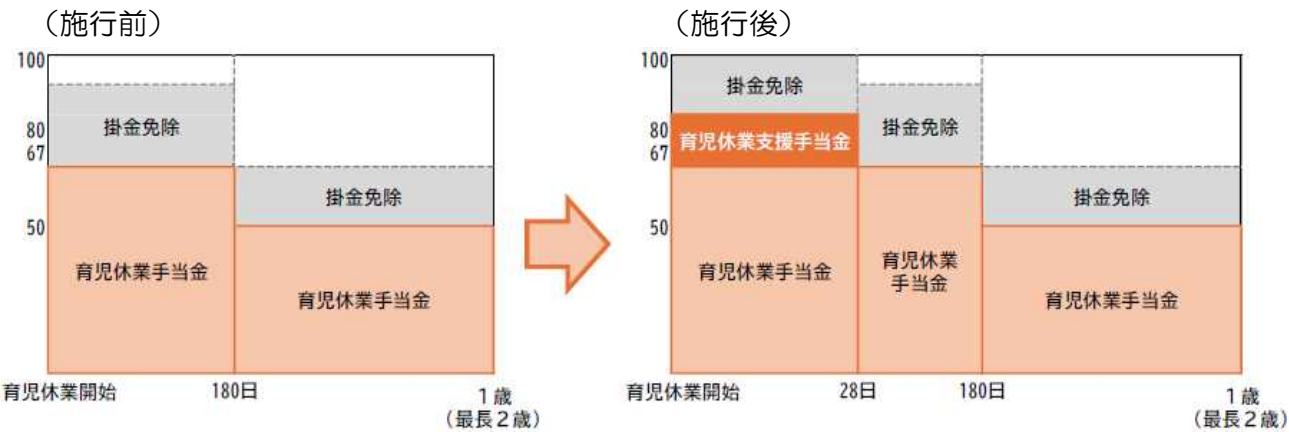
育児休業支援手当金に係る事務処理等について

子ども・子育て支援法等の一部改正により、令和7年4月1日から育児休業支援手当金が支給されることになりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

育児休業等に係る子の出生後（女性は産後休業後）から56日以内に、組合員とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28日間を限度に標準報酬日額の13%（上限あり）を支給する。



2 支給要件

次の①及び②のいずれにも該当すること

- ① 組合員が対象期間内に通算して14日以上の子の育児休業等を取得した
- ② 配偶者が同一の子について対象期間内に通算して14日以上の子の育児休業等を取得した
対象期間とは、次のいずれかの期間になります。
 - I 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかった場合
出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間
 - II 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をした場合
 - ア 出産予定日に出生した場合は、出生日から起算して、112日を経過する日の翌日
 - イ 出産予定日前に出生した場合は、出生日から起算して、出産予定日以後、112日を経過する日の翌日
 - ウ 出産予定日後に出生した場合は、出産予定日から起算して、出生日以後、112日を経過する日の翌日

ただし、次のいずれかに該当する場合は、②の配偶者の育児休業要件は必要としません。

- ア 配偶者がいない
- イ 配偶者が当該子と法律上の親子関係にない
- ウ 配偶者から暴力を受け、別居している
- エ 配偶者が行方不明等
- オ 配偶者が無業者、自営業者、フリーランス等雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業者に雇用される労働者でない
- カ 配偶者が当該子の産後休業中
- キ 配偶者が当該子を養育するための休業をすることができない場合（配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。）

3 支給の対象とならない場合

- ① 雇用保険法による「出生後休業給付金」の支給を受けるときは、共済組合から育児休業支援手当金の支給を受けることができません
- ② 次のいずれかに該当する育児休業等をした時は、育児休業支援手当金は支給されません。
 - ア 同一の子について、当該組合員が複数回の育児休業等を取得することについて妥当である場合として総務省令で定める場合に該当しない場合における2回目以降の育児休業等
 - イ 同一の子について、当該組合員が5回以上の育児休業等をした場合における5回目以後の育児休業等
 - ウ 同一の子について、当該組合員が育児休業等ごとに、当該育児休業等の開始日から当該育児休業等の終了日までの日数を合算して得た日数が28日に達した日後の育児休業等

4 支給期間と支給日数（別紙1）参照

同一の子について当該組合員がした育児休業等ごとに、当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了した日までの日数を合算して得た日数が28日に達する日までの期間
ただし、育児休業支援手当金は週休日について支給されないことから、実際に当該手当金を支給する日数は28日よりも少なくなります。

5 支給額

給付日額は、標準報酬日額（標準報酬月額÷22〔10円未満四捨五入〕）の13%又は給付上限相当額2,781円（令和7年4月1日以降）の金額の低い方

※給付上限相当額とは、雇用保険法に定める額に $30 \times 0.13 \div 22$

6 提出書類

次の書類を提出してください。

- （1）育児休業支援手当金請求書（別紙様式1）
- （2）育児休業承認通知書の写し

- (3) 育児休業等に係る子の出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳の写し等）
- (4) 組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について記載された住民票の写し）
- (5) 配偶者の育児休業等の取得の事実を証明する書類（辞令の写し等）
- (6) その他の必要書類

条件	必要書類
配偶者がいない場合	・戸籍謄（抄）本（法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る ・世帯全員について記載された住民票の写し（続柄が記載されているもの）
配偶者が当該育児休業等に係る子と法律上の親子関係にない場合	・戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人及び対象子のもの） ただし、住民票において組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、戸籍謄（抄）本に代えて世帯全員について記載された住民票の写し（続柄が記載されているもの）でも可
配偶者から暴力を受け別居している場合	・裁判所が発行する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し
配偶者が行方不明となっている場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明した書類又は災害証明書
配偶者が無業者の場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者の収入がないことを確認できる書類（直近の課税証明書等） ・課税証明書等に給与収入金額が記載されている場合は、子の出生日の翌日時点で退職していることが分かる書類（事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し等）
配偶者が自営業者やフリーランス等適用事業に雇用される労働者でない場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者の直近の課税証明書 ・課税証明書等に給与収入金額が記載されている場合は、次のア又はイの書類 ア 子の出生日の翌日時点で退職していることが分かる書類（事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し等）

	イ 給与収入金額が労働性のない役員の役員報酬である場合や育児休業等がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写し、身分証の写し等）
配偶者が産後休業をした場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者産後休業等の取得の事実を証明する書類（母子健康手帳の写し、医師の診断書（分べん（出産）予定日証明書）、出産費（出産育児一時金）支給決定通知書の写し等
上記以外の理由で配偶者が子の育児休業等をすることができない場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書（別紙様式2）（以下「申告書」という。） ・申告書に記載した事由に応じた必要書類（詳しくは申告書を参照）

7 経過措置について（別紙2）参照

育児休業等を施行日（令和7年4月1日）より前に開始した場合は、施行日に当該休業等を開始したものとして取り扱います。

これにより、育児休業等を取得した日数は、施行日から起算することとなります。

ただし、配偶者育児休業等又は子の出産の予定日若しくは出生日に係る取扱いに変更はないため、配偶者育児休業等を取得した日数は、実際の配偶者育児休業等の開始日から起算し、対象期間は、実際の出産の予定日又は出生日から起算することとなります。

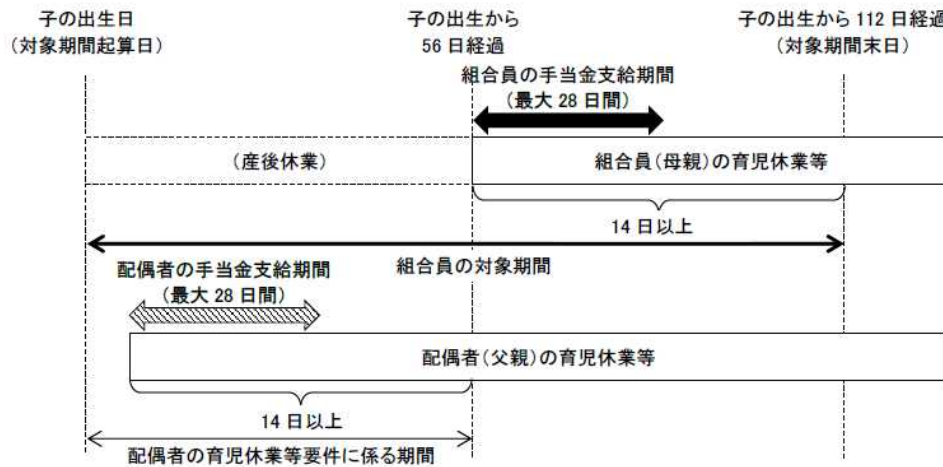
参考：育児休業支援手当金を受給可能な子の出生日

	子の出生日	子の出生から56日経過	子の出生から112日経過
女性組合員	令和6年12月23日以降		令和7年4月14日以降
男性組合員	令和7年2月17日以降	令和7年4月14日以降	

公立学校共済組合奈良支部
給付・年金係 担当：松田
TEL：0742-27-9829

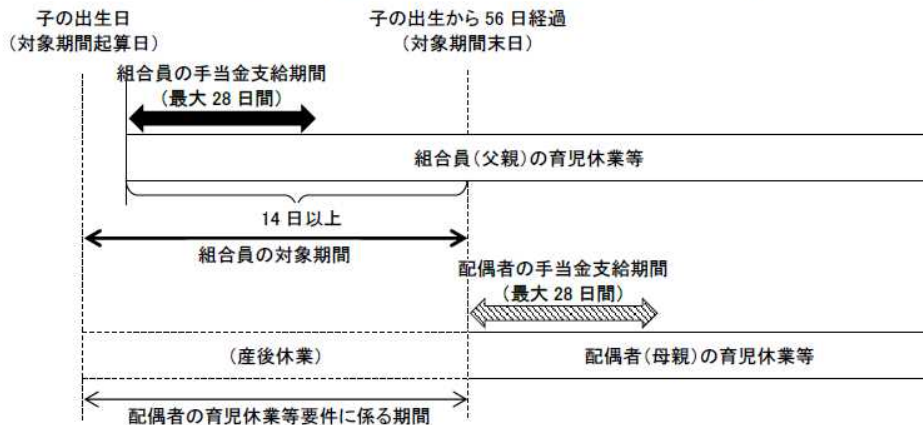
(1) 組合員（母親）と配偶者（父親）が共に育児休業等を取得した場合

組合員（母親）は、育児休業開始から最大 28 日間、育児休業支援手当金を受けることができます。



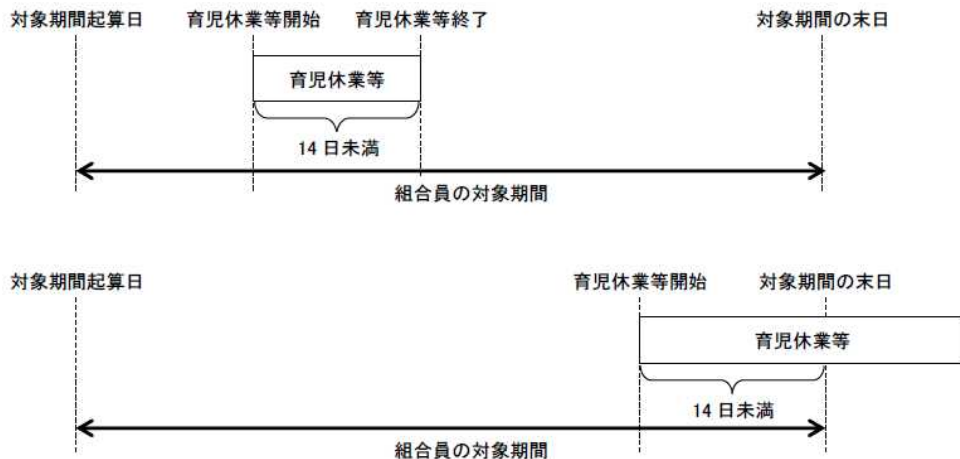
(2) 組合員（父親）と配偶者（母親）が共に育児休業等を取得した場合

配偶者（母親）は子の出生から 56 日を経過する日の翌日までに育児休業等をしていますが、子の出生日の翌日の時点で産後休業等を取得しており「配偶者の要件を必要としない場合」に該当することから、組合員（父親）は育児休業支援手当金を受けることができます。



(3) 組合員の対象期間内の育児休業等が 14 日未満の場合

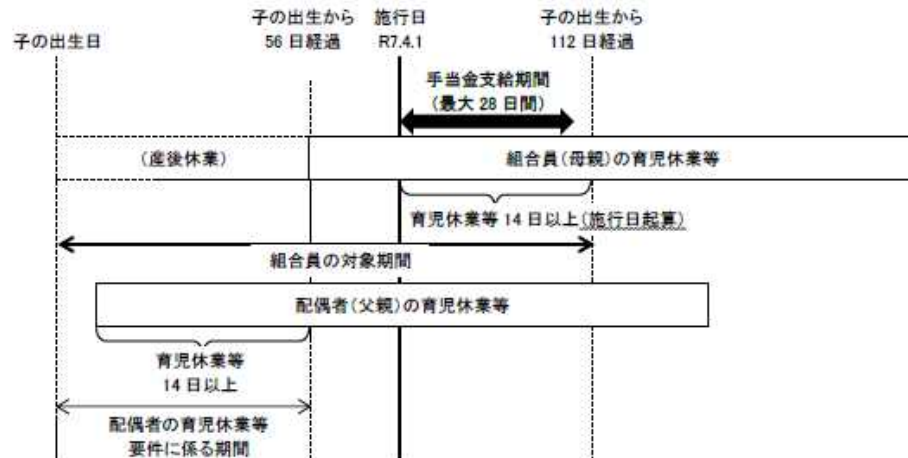
→ 育児休業等開始日から対象期間の末日までの育児休業等期間が 14 日に満たない場合は、育児休業支援手当金の対象になりません。



(1) 組合員（母親）の施行日以後の育児休業等が14日以上あり、配偶者（父親）も育児休業等を取得了した場合

→ 対象期間は子の出生又は出産予定日のうち遅い日から112日を経過した日の翌日まで、支給期間は施行日から最大28日間です。

なお、配偶者（父親）の要件は、子の出生から56日を経過した日の翌日までに通算14日以上の育児休業等をしているかどうかによって判断します。



(2) 組合員の施行日以後の育児休業等が14日未満の場合

→ 施行日より前の期間を含めて育児休業等日数が14日以上あっても、施行日から対象期間の末日までの育児休業等期間が14日に満たないため、育児休業支援手当金の対象になりません。



(3) 組合員の施行日以後の対象期間の末日までの育児休業等が14日未満の場合

→ 組合員が施行日以後に14日以上育児休業等を取れているとしても、施行日から対象期間の末日までに育児休業等を取った日数が14日に満たないため、育児休業支援手当金の対象になりません。



□ 育児休業支援手当金請求書

[illegible]

【この申出書を提出するとき、次の添付書類が必要です。】

- ☐ 育児休業承認通知書の写し
☐ 育児休業等に係る子の出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳の写し・医師の診断書（予定日証明書））
☐ 世帯全員について記載された住民票の写し
☐ 配偶者の育児休業に係る辞令等の写し
☐ 配偶者の状態 1～7 に該当する場合は確認できる書類が必要です（詳細は、通知文をご確認ください）

配偶者が育児休業等をするできないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、以下の理由により子の出生日から起算して5 6 日を経過する日の翌日までに出生時育児休業又は育児休業（以下「育児休業等」といいます。）をすることができる日数が1 4 日に満たないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		年 月 日

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業等を行うことができない理由	必要書類
☐	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
☐	②期間を定めて雇用され、養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子を出生した場合にあっては、当該出産予定日）から起算して56日を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかであるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合には限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ)出生時育児休業の申出の日から56日以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(ア)～(エ)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
☐	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
☐	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険の適用に関することの証明書（雇用保険被保険者でないことの事業主の証明） （1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。）
☐	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・雇用保険の適用に関する証明書（短期雇用特例被保険者である旨の事業主の証明）
☐	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	・雇用保険の適用に関する証明書（雇用保険被保険者であった期間が1年未満であることの事業主の証明）
☐	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書（子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの）
☐	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書及び育児休業申出書等

令和 年 月 日

氏 名

公立学校共済組合奈良支部長 殿